

環境基準等

(1) 水質汚濁に係る基準

人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下
六価クロム	0.05以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下
ひ素	0.01以下	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チラウム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	ジマジン (CAT)	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ (ベンチオカルブ)	0.02以下
トリクロロエチレン	0.03以下	ベンゼン	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	セレン	0.01以下
四塩化炭素	0.002下	ほう素	1以下
ジクロロメタン	0.02以下	ふっ素	0.8以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖 (南・北湖)	AA	水道1級・水産1級・自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以下	50 MPN/ 100ml 以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

(注) 達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

全窒素・全リンの環境基準

(単位：mg/L)

	T-N		T-P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
II 類型	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間別 河川数
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全 およびA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	(イ) - 5 (ロ) - 1 (ハ) - 5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水 浴およびB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MP N/ 100ml 以下	(イ) - 7 (ハ) - 5
宇曾川 家棟川	B	水道3級・水産2級・お よびC以下の欄に掲げる もの(水産3級、工業用水 1～3級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MP N/ 100ml 以下	(イ) - 1 (ハ) - 1

(注) 達成期間の(イ)は直ちに達成、(ロ)は5年以内に達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

水生生物の保全に係る環境基準

類 型	基準値 (単位: mg/l)
	全亜鉛
生物A、生物特A、生物B、生物特B	0.03以下

(基準値は、年間平均値)

要監視項目に係る指針値

項 目	指針値	項 目	指針値
ニッケル	—	プロピザミド	0.008以下
モリブデン	0.07以下	E P N	0.006以下
アンチモン	0.02以下	ジクロロボス	0.008以下
クロロホルム	0.06以下	フェノブカルブ	0.03 以下
t r - 1, 2 -ジクロロエチレン	0.04以下	イプロベンホス	0.008以下
1, 2 -ジクロロプロパン	0.06以下	クロロニトロフェン	—
p -ジクロロベンゼン	0.2以下	トルエン	0.6以下
イソキサチオン	0.008以下	キシレン	0.4以下
ダイアジノン	0.005以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
フェントロチオン	0.003以下	塩化ビニルモノマー	0.002以下
イソプロチラオン	0.04以下	エピクロロヒドリン	0.0004以下
オキシ銅	0.04 以下	1, 4 -ジオキサン	0.05以下
クロロタロニル	0.05 以下	全マンガン	0.2以下
		ウラン	0.002以下

水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類 型	水生生物の生息状況の適応性	指 針 値 (mg/l)		
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの の餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下

有害物質に係る排水基準

(単位：mg/L)

項 目	許 容 濃 度	
	(参考)※水質汚濁防止法	公害防止条例(上乗せ条例)
カドミウム及びその化合物	0.1	0.01
シアン化合物	1	0.1
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る)	1	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.5	0.05
ヒ素及びその化合物	0.1	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
PCB	0.003	0.003
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
トリクロロエチレン	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チラウム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素	10	10
ふっ素	8	8
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	100	100

※平成20年8月1日現在の基準

生活環境項目で業種共通のものに係る排水基準

(単位：水素イオン濃度および大腸菌群数を除き mg/L)

項 目	許 容 濃 度	
	公害防止条例(上乗せ条例)	(参考)※水質汚濁防止法
水素イオン濃度(pH)	6.0~8.5	5.8~8.6
ノルマンヘキサン抽出物質含有量	(鉱油類含有量)	5
	(動植物油脂類含有量)	20
フェノール類含有量	1	5
銅含有量	1	3
亜鉛含有量	1	5
溶解性鉄含有量	10	10
溶解性マンガン含有量	10	10
クロム含有量	0.1	2
大腸菌群数	3000個/ml	3000個/ml
アンチモン含有量	0.05	—
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。		—

- 備考 1. この表に掲げる排水基準は日平均排水量10m³以上の特定事業場について適用する。
 2. この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日平均値とする。

※平成20年8月1日現在の基準

BOD、COD、SS、窒素、りんに係る排水基準

① BOD、COD、SSに係る基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	BOD		COD		SS	
		既設	新設	既設	新設		
製 造 業	食料品 製造業	10～30	100	60	100	60	90
		30～50	70	50	70	50	90
		50～1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	弁当 製造業	10～30	90	30	90	30	90
		30～50	70	30	70	30	90
		50～1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	繊維工業	10～30	80	60	80	60	90
		30～50	60	50	60	50	90
		50～1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	化学工業	10～30	70	40	70	40	90
		30～50	40	30	40	30	90
		50～1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
	ゼラチン 製造業	10～30	70	40	70	40	90
		30～50	50	40	50	40	90
		50～1000	40	30	40	30	70
		1000以上	30	20	30	20	70
その他の 製造業	10～30	70	40	70	40	90	
	30～50	40	30	40	30	90	
	50～1000	30	20	30	20	70	
	1000以上	20	15	20	15	70	
そ の 他 の 業 種 等	畜産施設	10以上	120	120	120	120	150
	し尿処理 施設	10以上	30	20	30	20	70
	下水道終末 処理施設	10以上	20	20	20	20	70
	し尿 浄化槽	10以上かつ 51人～100人	60	20	60	20	60
		101人～200人	30	20	30	20	60
		201人～500人	30	20	30	20	60
		501人以上	20	20	20	20	60
	その他の 事業所	10～30	90	30	90	30	90
		30～50	70	30	70	30	90
		50～1000	50	30	50	30	70
1000以上		40	30	40	30	70	

② 窒素、りんに係る基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	窒素		りん	
		既設	新設	既設	新設
食料品 製造業	10～30	40	30	8	2
	30～50	25	20	4	2
	50～1000	20	12	3	1.5
	1000以上	15	10	2	1
弁当 製造業	10～30	60	45	8	6
	30～50	30	25	5	4
	50～1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2
繊維工業	10～30	40	30	6	2
	30～50	15	12	2	1.2
	50～1000	12	8	1.5	0.8
	1000以上	10	8	1	0.5
化学工業	10～30	20	15	5	2
	30～50	12	10	2	1.2
	50～1000	10	8	1.5	0.8
	1000以上	8	8	1	0.5
ゼラチン 製造業	10～30	20	15	5	2
	30～50	20	15	2	1.2
	50～1000	15	10	1.5	0.8
	1000以上	12	10	1	0.5
その他の 製造業	10～30	40	20	2	2
	30～50	15	12	1.5	1
	50～1000	12	8	1.2	0.6
	1000以上	8	8	0.8	0.5
畜産施設	10以上	80	45	25 ※16	15
し尿処理 施設	10以上	20	10	2	1
下水道終末 処理施設	10～3000	20	20	1	0.5
	3000以上	20	15	1	0.5
し尿 浄化槽	10以上かつ 51人～100人	60	45	8	6
	101人～200人	60	40	8	5
	201人～500人	60	40	8	5
	501人以上	25	20	5	5
その他の 事業所	10～30	60	45	8	6
	30～50	30	25	5	4
	50～1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2

備考 基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日間平均値とする。

※ サービス業に係るものに適用される基準

水浴場の水質判定基準

① 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。

イ 「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」および「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」および「水質 C」であるものを「可」とする。

- 各項目が全てが「水質 AA」以上である水浴場を「水質 AA」(水質が特に良好な水浴場)とする。
- 各項目が全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」(水質が良好な水浴場)とする。
- 各項目が全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
- これら以外のものを「水質 C」とする。

区 分		糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水 質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全 透 (1 m以上)
	水 質 A	100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全 透 (1 m以上)
可	水 質 B	4 00個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1 m未満～ 50cm以上
	水 質 C	1, 000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1 m未満～ 50cm以上
不 適		1, 000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

② 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア 「水質 B」または「水質 C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が400個/100ml を超える測定値が1以上あるもの。

イ 油膜が認められたもの。